



能力評価基準【海上起重】

CCUS職種コード	1 4 運転手（特殊） - 0 2 しゅんせつ工、0 5 海上工事機械運転工、0 6 掘削機械運転工 0 7 くい打機運転工、0 8 クレーン運転工 2 6 高級船員 - 0 1 高級船員 2 7 普通船員 - 0 1 普通船員	
能力評価実施団体	(一社) 日本海上起重技術協会	
呼 称	海上起重技能者	
レベル 4	就業日数	1 0 年 (2150日)
	保有資格	◇登録海上起重基幹技能者〔00010〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91037〕 ●レベル 2、レベル 3 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が 3 年 (645日)
レベル 3	就業日数	5 年 (1075日)
	保有資格	●海上起重作業管理技士〔30070〕 ●職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）〔60001,60011〕 ●レベル 2 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が 1 年 (215日)
レベル 2	就業日数	2 年 (430日)
	保有資格	◇玉掛け技能講習〔40040〕 ◇一級又は二級小型船舶操縦士〔36024,36025,36026〕
レベル 1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。